

北秋田市障がい者活躍推進計画

機関名	北秋田市（市長部局）	北秋田市教育委員会
任命権者	北秋田市長	北秋田市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）	
障がい者雇用に関する課題	北秋田市（市長部局）および北秋田市教育委員会では過去5年間において法定雇用障害者数を達成している。 今後、令和8年7月以降に適用される障害者雇用率（市長部局は100分の3.0、教育委員会は100分の2.9）に対応する必要があるほか、新たに障害者雇用率が設定された場合にも対応することができるように、更なる体制整備や各種取組を行い、障がい者の雇用と定着に取り組んでいく。	
目標		
①採用に関する目標	【実雇用率】 各年度、当該年6月1日時点の法定雇用率以上 過去の実雇用率 市長部局 …令和4年度：2.47% 令和5年度：2.64% 令和6年度：2.74% 教育委員会…令和4年度：2.27% 令和5年度：2.48% 令和6年度：2.94% （各年6月1日時点） （評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。	
②定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。 （評価方法） 人事評価や年に一度行うアンケート等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。	

③ワーク・エンゲージメント	【満足度の全体評価】 80% 【ワーク・エンゲージメント】 70%
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として総務部総務課長を選任し、障がい者の活躍に向けた取組を推進する。 ○北秋田市役所、北秋田市教育委員会、北秋田市議会事務局、北秋田市監査委員事務局、北秋田市選挙管理委員会、北秋田市農業委員会で連携して構成する「障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議」を設置し、毎年度各機関における実施状況を点検・見直しをする。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、関係機関（秋田労働局、ハローワーク大館、その他障がい者が利用している支援機関等）との連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理する。また、必要に応じて情報共有を行う。 ○上記サポート体制及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、秋田労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○必要に応じて秋田労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、人事評価やアンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○面談等を通じて必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

	○障がい者が利用しやすい環境整備を行うほか、障がい者からの要望を踏まえて環境整備を検討する（本庁舎階段に手すりを設置済）。 ○障がい者からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入を検討する（電話用ヘッドセットの導入実績あり）。
（２）募集・採用	○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえて障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障がい者、精神障がい者及び重度障がい者の採用を積極的に行う。 ○高校生・中学生を対象としたインターンシップの中で障がいを持つ学生の受け入れを行うとともに、特別支援学校の生徒を対象とした職場実習の受け入れを行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないこととする。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
（３）働き方	○障がい特性や通院等に応じ、勤務時間の変更等の柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次有給休暇や、各種休暇制度について十分な周知を図り、利用を促進する。
（４）キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、研修等への参加を促進する。
（５）その他の人事管理	○必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調への配慮を行う。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者

	となった者をいう。) について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等の取組を行う。
4. その他	○『国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律』に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。